第6回 肱川大規模氾濫に関する減災対策協議会

【情報提供】

【国土交通省関係】

①「水防法等の一部を改正する法律」の公布概要 (H29.5.19)

背景•必要性

- 平成27年9月関東・東北豪雨や、平成28年8月台風10号等では、 逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済損失が発生。
- 全国各地で豪雨が頻発・激甚化していることに対応するため、 「施設整備により洪水の発生を防止するもの」から

「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へと

意識を根本的に転換し、ハード・ソフト対策を一体として、

社会全体でこれに備える水防災意識社会の再構築への取組が必要。

⇒「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を実現し、 同様の被害を二度と繰り返さない抜本的な対策が急務。

平成27年9月 関東・東北豪雨 破堤箇所

法案の概要

1.「逃げ遅れゼロ」実現のための多様な関係者の連携体制の構築

※ 水害からの的確な避難や被害拡大 防止のため関係者の役割・連絡体 制を時系列で整理した行動計画。

大規模氾濫減災協議会の創設

○ 国土交通大臣又は都道府県知事が指定する 河川において、流域自治体、河川管理者等から なる協議会を組織。

○ 水害対応タイムラインに基づく取組等の協議結果を 構成員は各々の防災計画等へ位置づけ、確実に実施。

市町村長による水害リスク情報の周知制度の創設

○ 洪水予報河川や水位周知河川に指定されていな い中小河川についても、過去の浸水実績等を市町 村長が把握したときは、これを水害リスク情報(※)と して住民へ周知する制度を創設。

※ 河川が氾濫した場合に浸水が予想されるエリア・水深等の危険情報

▼協議会のイメージ

「水害対応タイムライン」(※)等を協議会で作成・点検。



災害弱者の避難について地域全体での支援

○ 洪水や土砂災害のリスクが高い区域に存する要配慮者利用施設 について、避難確保計画作成及び避難訓練の実施を義務化(現行 は努力義務)し、地域社会と連携しつつ確実な避難を実現。

2. 「社会経済被害の最小化」のための既存資源の最大活用



利用施設では利用者9名の全員が死亡。

国等の技術力を活用した中小河川の治水安全度の向上・・・・予算制度関係

○ 既存ストックを活用した**ダム再開発事業や、災害復旧事業等**のうち、都道府県等の管理河川で施行 が困難な高度な技術力等を要するものについて、国・水資源機構による工事の代行制度を創設。

民間を活用した水防活動の円滑化

○ 水防活動を行う民間事業者へ緊急通行等の権限を付与。

浸水拡大を抑制する施設等の保全

○ 水防管理者が指定する輪中堤等の掘削、切土等の行為を制限。

【目標・効果】

洪水時の逃げ遅れによる人的被害ゼロを実現

(KPI) 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・避難訓練の実施率

716/31,208施設(約2%)(2016年3月) ⇒関係機関と連携し、

2021年までに100%を実現

※ 現行協議会は法施行後に

大規模氾濫減災協議会の設置率< 134/367協議会[※](約37%)(2016年12月)

⇒都道府県に働きかけ、2021年までに100%を実現 ※ 法定協議会の母数は見込み

【愛媛県関係】

①「地方水防連絡協議会」から「大規模氾濫に関する 減災対策協議会」への拡充(設立)について



Press Release

河川課 H29.5.26 (内線 2672)

愛顔あふれる 川づくり

大規模氾濫に備える避難体制の強化

~逃げ遅れゼロを目指して『地域の取組方針』の策定に着手します!~

愛媛県では、今回、県下 10 の地方局建設部、土木事務所ごとに、県・市町等の関係機関で組織する<u>『大規模氾濫に関する減災対策協議会』を</u>設立しますのでお知らせします。

この協議会では、近年、全国各地で頻発している大規模氾濫から、県民の<u>"逃げ遅れゼロ"を目指した『地域の取組方針』</u>を策定し、関係機関が連携して取組むことで、水害から、県民の安全・安心の確保を目指します。

なお、この取組は、国の『水防災意識社会再構築ビジョン』に沿った もので、『平成 29 年度愛媛県水防計画』及び『愛媛県・市町連携推進プラン(平成 29 年度版)』、に位置付けたものです。

【大規模氾濫に関する減災対策協議会のイメージ】



本県でも大規模氾濫は必ず発生するとの意識改革

減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進





大規模氾濫 に関する 減災対策 協議会

これまでの地方水防連絡協議会を拡充し、 「**大規模氾濫に関する減災対策協議会**」を 設立

減災対策協議会 地方水防連絡協議会 県土木事務所 警察 市町 消防 市町長 オブザーバー 国土交通省 気象台

※各機関において構成員が異なる場合がある。

「地域の取組方針」を作成

「逃げ遅れゼロ」達成を目標



目標達成に向けた取組

- ■→ 情報伝達、避難計画等に関する取組
- ⇒ 平時から住民等への周知・教育・ 訓練に関する取組
- ⇒ 水防活動の効率化及び水防体制の 強化に関する取組

《大規模氾濫に関する減災対策協議会の設立日程》

機関名	開催日時	場所	備考
東予地方局建設部	6月2日(金)	東予地方局	
	10:00~	7 階大会議室	
四国中央土木事務所	6月5日(月)	四国中央市消防防災	
	9:00~	センター5 階会議室	
今治土木事務所	6月7日(水)	今治支局	
	10:30~	4 階大会議室	
中予地方局建設部	6月7日(水)	中予地方局	
	14:00~	7 階大会議室	
久万高原土木事務所	6月5日(月)	久万高原土木事務所	
	10:00~	2 階会議室	
南予地方局建設部	6月6日(火)	南予地方局	
	13:00~	7 階会議室	
大洲土木事務所	5月31日(水)	大洲市役所別館3階	開始時間を変更す
	14:30~	第 1 会議室	る場合があります。
八幡浜土木事務所	6月2日(金)	八幡浜支局	
	10:00~	7 階中会議室	
西予土木事務所	6月1日(木)	西予土木事務所	
	13:00~	会議室	
愛南土木事務所	6月16日(金)	愛南庁舎	
	13:30~	会議室	
10 協議会			



◇大規模氾濫に備える避難体制の強化

【現状と課題】

- ■平成27年の鬼怒川水害、平成28年の岩手県小本川での水害など、近年、全国各地で、河川の氾濫に伴う甚大な被害が発生し、地球温暖化による気候変動の影響が顕著化しつつあり、水災害の「頻発化・激甚化」が懸念されています。
- ■本県においても、<u>大規模な氾濫が"必ず起こる"と認識</u>し、県・市町が連携して、<u>水防体制・避難体制の強化を図り、いざという時に、住民が円滑・</u> 迅速に避難できるよう備えることが必要です。

【連携・一体化の取組】

◆大規模氾濫に備える 『**地域の取組方針**』作成・実施

[大規模氾濫に関する減災対策協議会設立]

- ・被害の軽減・避難時間確保のための水防活動の取組
- ●円滑・迅速な避難のための取組

【取組による効果】

- ◆迅速な水防活動の実施
- ◆的確な避難勧告等の発令
- ◆水害に関する意識向上

住民の円滑・迅速な避難

【連携・一体化の取組イメージ】

《県の役割》

- ●河川に係る専門的知識を活かし 市町を支援
- ◆河川防災情報の提供 河川水位、河川監視カメラ画像 洪水浸水想定区域図…等
- ◆水防活動の支援

連携

- 《市・町の役割》
 - ●的確な避難勧告発令など 住民の避難体制を構築
- ◆避難計画の作成
- ◆水防活動の実施
- ◆避難勧告等の発令
- ▼《大規模氾濫に関する減災対策協議会》▼

大規模氾濫に備える地域の取組を強化

県·市町 警察·消防

が連携して・・・

- **■現状**を再確認
- ■課題を抽出

⋒■**水**防活動

日■避難計画・避難勧告

方■住民への意識啓発等

針 ■河川防災情報

《住民》

円滑・迅速な避難 ▶ 安全・安心の確保

《スケジュール》

平成29年出水期まで:3建設部・7土木事務所単位 大規模氾濫に関する減災対策協議会 設立

平成29年度末 : 大規模氾濫に備える『地域の取組方針』策定(予定)

平成30年度以降 : 『地域の取組方針』フォローアップ